

# 大阪大学産業科学研究所における研究データの保存等に関するガイドライン

(平成28年4月7日教授懇談会承認)

このガイドラインは、大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程（以下「規程」という。）第3条第4項の規定及び大阪大学における研究データの保存等に関するガイドラインに基づき、産業科学研究所（以下「産研」という。）の研究者等が産研における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定めるものである。

## 第1 基本的な考え方

- 1 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなるデータ等は、公的資産としての性格も有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、産研で研究活動を行う研究者等に課せられた責務である。
- 2 産研の研究者等が論文等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究に関わる資料等を適切に保存することは、共同研究者、資金配分機関、産研及び社会に対する責任である。

## 第2 定義

- 1 このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者等が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。
  - ア 文書、数値データ、画像等の「資料」
  - イ 実験試料、標本等の「試料」
  - ウ 装置
- 2 このガイドラインにおいて「研究者等」とは、規程第2条第3項に定める研究者等をいう。
- 3 このガイドラインにおいて「所長」とは、産研所長をいう。

## 第3 研究データの保存

- 1 研究者等は、産研における研究活動の過程を実験ノートなどの形で記録に残すとともに、研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に保存しなければならない。
- 2 所長は、研究者等に対し、研究データの保存についての指導及び教育を行うとともに、研究データを保存するための環境整備に努めなければならない。
- 3 所長は、産研における研究データの管理状況を定期的に点検するものとする。

## 第4 保存期間

- 1 研究データの保存期間は、以下を基準とし、詳細については、研究データの性質及び研究分野の特性に応じて別に定める。ただし、研究者等がこれらの保存期間を超えて保存することを妨げない。
  - (1) 第2の1のアについては、原則として、当該論文等の成果発表後、10年間とする。ただし、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
  - (2) 第2の1のイ及びウについては、原則として、当該論文等の成果発表後、5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。
  - (3) 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。
  - (4) 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等により

別途定めがある場合はそれに従う。

## 第5 保存方法

- 1 論文等の研究成果発表に使用した研究データについて、当該論文の責任著者は、後日研究の正当性について検証の必要が生じた際に、それをを用いて正当性の説明ができるよう必要なものを選択し、第4に定める保存期間中に毀損・消失しない方法により保存する。

## 第6 異動又は退職時の取扱い

- 1 研究者等が異動又は退職により転出する場合は、所定の様式（別紙1）により、研究データの所在を各研究分野長に、研究分野長が転出する場合は、所定の様式（別紙2）により所長に届け出ることとする。

## 第7 開示

- 1 研究者等は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。
- 2 研究者の異動先の機関が実施する調査への協力を求められたときは、産研において保管する研究データを開示するものとする。資金配分機関から調査を求められたときも同様とする。

## 第8 点検

- 1 所長は、研究データの管理状況を点検するため、年に1回、外部に発表した研究成果の状況を取りまとめ、各研究室に通知するものとする。
- 2 各研究分野において、研究データの保存状況について確認し、所長に報告するものとする。

## 第9 教育

- 1 所長及び各研究分野長は、研究者等に対して研究データを保存することの重要性について、定期的に指導・教育を行うものとする。

## 第10 その他

- 1 このガイドラインは、平成28年3月17日から施行し、平成27年8月6日（大学のガイドライン施行日）以降に発表した研究成果等に関する研究データについて適用する。
- 2 研究者等は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第4に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。



